

東京都公報

発行
東京都

目次

55

告示

- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託及び貸付金の支出委託……………（産業労働局農林水産部調整課）…一
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………（同）…一
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………（産業労働局雇用就業部就業推進課）…一
- 東京都労政会館設置及び管理に関する条例による使用料の徴収委託……………（産業労働局労働相談情報センター事業普及課）…二
- 都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収及び支出委託（二件）……………（建設局公園緑地部公園課）…二
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収及び支出委託（七件）……………（同）…三
- 都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託（十二件）……………（同）…五
- 指定納付受託者の指定（四件）……………（同）…八
- 東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収委託並びに管理料の収納委託……………（同）…九
- 東京都葬儀所条例等による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…九

告示

●東京都告示第四百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
東日本信用漁業協同組合連合会
千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容
東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年東京都規則第四百十五号）に規定する貸付金償還金の徴収及び貸付金の支出
- 三 指定日
令和八年四月一日
- 四 委託日
令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益財団法人東京都農林水産振興財団
立川市富士見町三丁目八番一号
 - 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容
東京都農業関係試験等手数料条例（平成十七年東京都条例第七十二号）に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務
 - 三 指定日
令和八年四月一日
 - 四 委託日
令和八年四月一日
- 東京都告示第四百九十三号
- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。
- 令和八年四月一日
- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益財団法人東京しごと財団
千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都しごとセンター条例（平成八年東京都条例第六十一号）第七条に規定する東京都しごとセンターの使用料のうち、提供施設等使用料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

モールト・ベネ株式会社

足立区竹の塚一丁目四十番十五号庄栄ビル五階

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設使用料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七百七号）第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、小音楽堂並びに陳列場、芝公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれぞれの夜間照明施設、東白鬚公園の競技場、野球場及びテニスコート、木場公園のテニスコート及びその夜間照明施設、蘆花恒春園の集会場、砧公園の競技場、野球場、サッカー場及びそれぞれの夜間照明施設、祖師谷公園のテニスコート、代々木公園の競技場及びその夜間照明施設、サッカー場並びに野外ステージ、善福寺川緑地の野球場及びテニスコート、和田堀公園の競技場、高井戸公園の野球場、サッカー場及びテニスコート、汐入公園のテニスコート、浮間公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、赤塚公園の競技場、野球場及びテニスコート、城北中央公園の競技場、野球場、テニ

スコート及びそれぞれの夜間照明施設、石神井公園の野球場及びその夜間照明施設、テニスコート並びに野外ステージ、光が丘公園の競技場、野球場、弓道場並びにテニスコート及びその夜間照明施設、大泉中央公園の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、舎人公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれぞれの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれぞれの夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート、府中の森公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカー場及びサッカー場の観客席、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場に係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京動物園協会

台東区池之端二丁目九番七号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)のうち恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場に係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

アメニス東部地区グループ

港区南麻布三丁目二十番一号 株式会社日比谷アメニス内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)のうち猿江恩賜公園の競技

場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、

亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園の野球場、テニスコート、サッカー場及びそれらの夜間照明施設に係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

武蔵野の公園パートナーズ

豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)のうち武蔵野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野川公園のテニスコートに係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第四百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

多摩部の公園パートナーズ

豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料(予納金を含む。)のうち陵南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

アメニス夢の島グループ

港区南麻布三丁目二十番一号 株式会社日比谷アメニス内

ス内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館に係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社スペースアイ

文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野外ステージに係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

ニッセイファシリテイ株式会社

杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち井の頭恩賜公園の競

技場、野球場及びテニスコートに係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社スペースアイ

文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち井の頭恩賜公園の野外ステージに係るものの徴収及び支出

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社スペースイ

文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて上野恩賜公園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて日比谷公園、芝公園、青山公園、戸山公園、東白鬚公園、木場公園、東京臨海広域防災公園、林試の森公園、蘆花恒春園、砧公園、駒沢オリンピック公園、祖師谷公園、代々木公園、善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園、高井戸公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、練馬城址公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、小山田緑地、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸庭園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

アメニス東部地区グループ

港区南麻布三丁目二十番一号 株式会社日比谷アメニス

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十四条に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、大島小松川公園及び宇喜田公園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

令和八年四月一日
四 委託日
令和八年四月一日

●東京都告示第五百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京臨海副都心グループ

江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホール

ディングス内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七

号）第十四條に規定する都市公園を占有する者から徴収

する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影

のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料で

あつて台場公園及び潮風公園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都慰霊協会

墨田区横網二丁目三番二十五号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七

号）第十四條に規定する都市公園を占有する者から徴収

する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影

のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料で

あつて横網町公園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京動物園協会

台東区池之端二丁目九番七号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七

号）第十四條に規定する都市公園を占有する者から徴収

する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影

のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料で

あつて恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園

及び井の頭自然文化園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

Tokyo Legacy Parks株式会社

中央区八重洲一丁目四番十六号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七

号）第十四條に規定する都市公園を占有する者から徴収

する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影

のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料で

あつて明治公園に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

代々木公園 STAGES

渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七百七号)第十四條に規定する都市公園を占有する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて代々木公園(渋谷区神南一丁目北側)に係るものの徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七條の三の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

渋谷区道玄坂一丁目二番三号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七百七号)第十九條に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料のうち大島小松川公園、亀戸中央公園、猿江恩賜公園、東綾瀬公園、芝公園、祖師谷公園、日比谷公園、赤塚公園、浮間公園、大泉中央公園、石神井公園、高井戸公園、小山田緑地、野川公園、武蔵野公園、陵南公園、砧公園、木場公園、汐入公園、篠崎公園、城北中央公園、善福寺川緑地、舎人公園、東白鬚公園、光が丘公園、代々木公園、小金井公園、東大和南公園、府中の森公園、武蔵野中央公園、上野恩賜公園及び井の頭恩賜公園に係るもの

三 指定日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり

り指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七條の三の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 株式会社ジェーシービー

港区南青山五丁目一番二十二号

(二) 三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七百七号)第十九條に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料のうち大島小松川公園、亀戸中央公園、猿江恩賜公園、東綾瀬公園、芝公園、祖師谷公園、日比谷公園、赤塚公園、浮間公園、大泉中央公園、石神井公園、高井戸公園、小山田緑地、野川公園、武蔵野公園、陵南公園、砧公園、木場公園、汐入公園、篠崎公園、城北中央公園、善福寺川緑地、舎人公園、東白鬚公園、光が丘公園、代々木公園、小金井公園、東大和南公園、府中の森公園、武蔵野中央公園、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、和田堀公園、秋留台公園及び夢の島公園に係るもの

三 指定日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一條の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京

都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 株式会社ジーシービー

港区南青山五丁目一番二十二号

(二) アソビュー株式会社

品川区大崎一丁目十一番二号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七

号)第十九条に規定する都立公園の有料施設及び有料公

園の使用に係る使用料のうち恩賜上野動物園、葛西臨海

水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園に係るもの

三 指定日

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十

一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとお

り指定したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京

都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

(一) 三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目五番十五号

(二) インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

千代田区神田小川町三丁目一番地

(三) 三菱UFJニコス株式会社

文京区本郷三丁目三十三番五号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七

号)第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係

る使用料のうち夢の島熱帯植物館に係るもの

三 指定日

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百二十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務

取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号。以

下「霊園条例」という。)に規定する使用料(埋蔵施設、

長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可並びに休憩所

及び売店を設けるための土地の使用許可に係るものを除

く。)及び手数料並びに東京都事務手数料条例(昭和二

十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料(埋蔵・

収蔵施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明及び分骨証明に係

るものに限る。)の徴収並びに霊園条例に規定する管理

料の収納

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務

取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の

内容

東京都葬儀所条例(昭和二十一年東京都条例第四十四

号)に規定する使用料及び東京都事務手数料条例(昭和

二十四年東京都条例第三十号)に規定する手数料(火葬

証明及び分骨証明に係るものに限る。)の徴収

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十

三条の二第一項及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京港埠頭株式会社

江東区青海二丁目四番二十四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務のうち、有明客船ターミナル施設に係る駐車場使用料（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設使用料並びに船舶給水施設使用料（島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京港埠頭株式会社

江東区青海二丁目四番二十四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務のうち、竹芝客船ターミナル施設に係る駐車場使用料（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設使用料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

（東京港埠頭・レポートセンターグループ）
江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務のうち、竹芝客船ターミナル施設に係る駐車場使用料（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設使用料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京港埠頭株式会社

江東区青海二丁目四番二十四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七十七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占有料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占有に係る占有料に限る。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

横浜港埠頭株式会社

神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

三 指定日
令和八年四月一日

四 委託日
令和八年四月一日

東京都告示第五百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京港野鳥公園グループ

江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七十七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占有する者から徴収する占有料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占有に係る占有料に限る。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

東京都告示第五百二十五号

●東京都告示第五百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

若洲シーサイドパークグループ

江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社

内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者

から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東部地区公園グループ

江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社

内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者

から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

海上公園南部みらいパートナーズ

豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社

内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料(東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。)の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二第一項及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三條の二の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

東京臨海副都心グループ

江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者

から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

葛西海浜公園パートナーズ

豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社

内

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七十七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者

から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日
四 委託日
令和八年四月一日

●東京都告示第五百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

八丈島空港ターミナルビル株式会社

東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から

徴収する着陸料及び停留料（東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）第五条第一項ただし書により知事の承認を得て納付するものを除く。）の徴収の事務

三 指定日

令和八年四月一日

四 委託日

令和八年四月一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八一一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

